

## 船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示

昭和四十四年十月十八日  
海上保安庁告示第二百五号

船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示を次のように定める。

### 船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示

一 船舶は、第(一)号に掲げる連絡事項につき、別表中港名欄に掲げる港の港長と超短波無線電話により連絡することができる。この場合、船舶は、第(二)号に定める連絡の方法によらなければならない。

#### (一) 連絡事項

イ 入港通報に関すること。

(イ) 船舶の名称

(ロ) 船舶の総トン数及び入港時の最大きつ水

(ハ) 仕出港及びその出港年月日

(ニ) 着港予定日時(港の境界付近に達する予定日時とする。)

(ホ) 入港目的

(ヘ) その他特に入港する際に通報を必要とする事項

ロ 避難その他船舶の事故等によるやむを得ない事情に係る入港又は出港をしようとするときの届出に関すること。

ハ びよう地の指定に関すること。

ニ 海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合に移動したときの届出に関すること。

ホ 航行管制に関すること。

ヘ 危険物積載船舶に対する指揮に関すること。

ト 港内又は港の境界付近において発生した海難に関する危険予防のための措置の報告に関すること。

チ 航路障害物の発見及び航路標識の異常の届出に関すること。

リ 検疫法第六条の規定に基づく通報並びに植物防疫法第八条並びに家畜伝染病予防法第四十条及び第四十一条の規定に基づく検査等に係る通報に関すること。

#### (二) 連絡の方法

イ 別表中港名欄に掲げる港の港長と超短波無線電話により連絡しようとするときは、同表の区分に従い、海上保安庁所属海岸局を呼出し、連絡先への接続を依頼するものとする。

ロ 前号イの通報は、なるべく着港三時間前までに行なうものとし、その後通報を行なう必要が生じた場合は、適宜とする。

二 港長は、第一項第(一)号イ又はりの通報を受けたときは、港湾管理者、当該港におかれている厚生労働省又は農林水産省の機関その他必要と認める機関に通報する。

#### 附 則

1 この告示は、昭和四十四年十一月一日から施行する。

2 昭和三十一年海上保安庁告示第七号及び船舶と港長との間の超短波無線電話による連絡に関する告示(昭和三十九年海上保安庁告示第二百二十号)は、廃止する。

前 文〔抄〕〔昭和四九年四月五日海上保安庁告示第八一号〕

昭和四十九年四月十一日から施行する。

前 文〔抄〕〔昭和五〇年七月一八日海上保安庁告示第一二八号〕

昭和五十年七月十九日から施行する。

前 文〔抄〕〔昭和五〇年一〇月一三日海上保安庁告示第一六七号〕

昭和五十年十月十三日から施行する。

前 文〔抄〕〔昭和五一年五月一〇日海上保安庁告示第一〇六号〕

昭和五十一年五月十日から施行する。

前 文〔抄〕〔昭和五八年七月一日海上保安庁告示第一二八号〕

昭和五十八年七月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔昭和五八年一二月一日海上保安庁告示第二三九号〕

昭和五十八年十二月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔昭和五九年六月二八日海上保安庁告示第一四八号〕

昭和五十九年七月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔昭和六二年二月九日海上保安庁告示第一二号〕

昭和六十二年二月十日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成四年十一月二〇日海上保安庁告示第一二九号〕

平成四年十二月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成五年一〇月二九日海上保安庁告示第一一五号〕

平成五年十一月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成六年六月二四日海上保安庁告示第七三号〕

平成六年七月十五日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成七年二月二六日海上保安庁告示第一四三号〕

平成八年二月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成八年十一月一五日海上保安庁告示第一七六号〕

平成八年十二月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成十一年一月二九日海上保安庁告示第九号〕

平成十一年二月一日から施行する。

附 則〔平成一二年一二月二五日海上保安庁告示第三七六号〕

この告示は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則〔平成一三年九月四日海上保安庁告示第二三三号〕

この告示は、平成十三年九月十日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成一五年三月二四日海上保安庁告示第七九号〕

平成十五年三月二十四日から施行する。

附 則〔平成一六年四月一日海上保安庁告示第一〇二号〕

この告示は、公布の日から施行する。〔後略〕

前 文〔抄〕〔平成一七年七月六日海上保安庁告示第一九三号〕

平成十七年十一月一日から施行する。

附 則〔平成一八年一二月二一日海上保安庁告示第三三二号〕

この告示は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則〔平成一九年四月一日海上保安庁告示第八四号〕

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成二十年四月一日海上保安庁告示第八三号〕

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則〔平成二十一年六月十日海上保安庁告示第百七十号〕

この告示は、平成二十一年七月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成二十二年六月二四日海上保安庁告示第百五十八号〕

この告示は、平成平成二十二年七月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成二十四年五月二十五日海上保安庁告示第百三十五号〕

この告示は、平成平成二十四年六月一日から施行する。

附 則〔平成二十五年五月十六日海上保安庁告示第百十六号〕

この告示は、公布の日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成二十九年十二月二十五日海上保安庁告示第五十三号〕

この告示は、平成三十年一月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成三十年一月四日海上保安庁告示第一号〕

この告示は、平成三十年一月三十一日から施行する。

## 別表

港名	海岸局の名称	呼出名称	呼出応答チャンネル	通信チャンネル	執務時間	連絡先	備考
根室	小樽	ほっかいどうほあん (HOKKAIDO COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	根室海上保安部	
釧路	小樽	ほっかいどうほあん (HOKKAIDO COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	釧路海上保安部	
苫小牧	小樽	ほっかいどうほあん (HOKKAIDO COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	苫小牧海上保安署	
室蘭	小樽	ほっかいどうほあん (HOKKAIDO COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	室蘭海上保安部	
函館	小樽	ほっかいどうほあん (HOKKAIDO COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	函館海上保安部	
小樽	小樽	ほっかいどうほあん (HOKKAIDO COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	小樽海上保安部	
石狩湾	小樽	ほっかいどうほあん (HOKKAIDO COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	小樽海上保安部	

留萌	小樽	ほっかいどうほあん (HOKKAIDO COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	留萌海上保安部	
稚内	小樽	ほっかいどうほあん (HOKKAIDO COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	稚内海上保安部	
八戸	塩釜	しおがまほあん (SHIOGAMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	八戸海上保安部	
釜石	塩釜	しおがまほあん (SHIOGAMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	釜石海上保安部	
仙台塩釜	塩釜	しおがまほあん (SHIOGAMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	宮城海上保安部	
秋田船川	塩釜	しおがまほあん (SHIOGAMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	秋田海上保安部	
小名浜	塩釜	しおがまほあん (SHIOGAMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	福島海上保安部	
鹿島	横浜	よこはまほあん (YOKOHAMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	鹿島海上保安署	鹿島港に関する事(管制通報に関する事を除く。)

	鹿島港内	かしまこうないほあん (KASHIMA HARBOR COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	鹿島海上保安署	鹿島港鹿島水路に関する事 (管制通報に関する事に限 る。)
木更津	横浜	よこはまほあん (YOKOHAMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	木更津海上保安署	
千葉	横浜	よこはまほあん (YOKOHAMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	千葉海上保安部航 行安全課	千葉港に関する事(管制通報 に関する事を除く。)
	東京マー チス	とうきょうマーチス (TOKYO MARTIS)	十三 一六	一二 一三 一四 二二 六九	常時	東京湾海上交通セ ンター	千葉港千葉航路及び市原航 路に関する事(管制通報に関 する事に限る。)
京浜	横浜	よこはまほあん (YOKOHAMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	東京海上保安部航 行安全課	京浜港東京東航路、東京西航 路及び東京区に関する事(管 制通報に関する事を除く。)
						川崎海上保安署	京浜港川崎航路及び川崎区 に関する事(管制通報に関す る事を除く。)
						横浜海上保安部航 行安全課	京浜港横浜航路及び横浜区 に関する事(管制通報に関す る事を除く。)

	東京マー チス	とうきょうマーチス (TOKYO MARTIS)	十三 一六	一二 一三 一四 二二 六九	常時	東京湾海上交通セ ンター	京浜港東京東航路、東京西航 路、川崎航路、鶴見航路、横 浜航路及び京浜運河に関する こと(管制通報に関することに 限る。)
横須賀	横浜	よこはまほあん(YOKOHAMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	横須賀海上保安部	
清水	横浜	よこはまほあん (YOKOHAMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	清水海上保安部	
名古屋	名古屋	なごやほあん (NAGOYA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	名古屋海上保安部	名古屋港に関すること(管制通 報に関するものを除く。)
						名古屋港海上交通 センター	名古屋港東航路、西航路及び 北航路に関すること(管制通報 に関することに限る。)
四日市	名古屋	なごやほあん (NAGOYA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	四日市海上保安部	
阪神	神戸	こうべほあん (KOBE COAST GUAR DRADIO)	一六	一二	常時	堺海上保安署	阪神港堺航路、浜寺航路及び 堺泉北区に関すること。(管制 通報に関するものを除く。)
						大阪海上保安監部	阪神港浜寺航路、堺航路及び 堺泉北区に関すること(管制通 報に関するものを除く。)並び

							に内港航路、安治川航路及び大阪区に関すること。
						神戸海上保安部	阪神港東神戸航路、神戸中央航路、新港航路、神戸西航路及び神戸区に関すること。
田辺	神戸	こうべほあん (KOBE COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	田辺海上保安部	
高知	神戸	こうべほあん (KOBE COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	高知海上保安部	
宇野	広島	ひろしまほあん (HIROSHIMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	玉野海上保安部	
水島	広島	ひろしまほあん (HIROSHIMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	備讃瀬戸海上交通センター	水島港港内航路に関すること(管制通報に関することに限る。)
尾道系崎	広島	ひろしまほあん (HIROSHIMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	尾道海上保安部	
呉	広島	ひろしまほあん (HIROSHIMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	呉海上保安部	

広島	広島	ひろしまほあん (HIROSHIMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	広島海上保安部	
岩国	広島	ひろしまほあん (HIROSHIMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	岩国海上保安署	
徳山下松	広島	ひろしまほあん (HIROSHIMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	徳山海上保安部	
坂出	広島	ひろしまほあん (HIROSHIMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	坂出海上保安署	
高松	広島	ひろしまほあん (HIROSHIMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	高松海上保安部	
松山	広島	ひろしまほあん (HIROSHIMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	松山海上保安部	
今治	広島	ひろしまほあん (HIROSHIMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	今治海上保安部	
新居浜	広島	ひろしまほあん (HIROSHIMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	新居浜海上保安署	

関門	門司	もじほあん (MOJI COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	門司海上保安部	関門港(戸畑航路、若松航路、奥洞海航路、安瀬航路、若松区及び響新港区を除く。)に関する事。
						若松海上保安部航行安全課	関門港戸畑航路、若松航路、奥洞海航路、安瀬航路、若松区及び響新港区に関する事(管制通報に関する事を除く。)
	牧山	わかまつこうないほあん (WAKAMATSU HARBORCOAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	若松海上保安部港内交通管制室	関門港若松水路、奥洞海航路及び若松区(第五区及び第六区を除く。)に関する事(管制通報に関する事に限る。)
博多	門司	もじほあん (MOJI COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	福岡海上保安部	
佐世保	門司	もじほあん(MOJI COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	佐世保海上保安部	
厳原	門司	もじほあん (MOJI COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	対馬海上保安部	
大分	門司	もじほあん (MOJI COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	大分海上保安部	

舞鶴	舞鶴	まいづるほあん (MAIZURU COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	舞鶴海上保安部	
境	舞鶴	まいづるほあん (MAIZURU COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	境海上保安部	
新潟	新潟	にいがたほあん (NIIGATA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	新潟海上保安部	
伏木富山	新潟	にいがたほあん (NIIGATA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	伏木海上保安部	
鹿児島	鹿児島	かごしまほあん (KAGOSHIMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	鹿児島海上保安部	
名瀬	鹿児島	かごしまほあん (KAGOSHIMA COAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	奄美海上保安部	
那覇	那覇	おきなわほあん (OKINAWACOAST GUARD RADIO)	一六	一二	常時	那覇海上保安部	

備考

- 1 「チャンネルー二」は「F三E 一五六・六〇MHz」、「チャンネルー三」は「F三E 一五六・六五 MHz」、「チャンネルー四」は「F三E 一五六・七〇MHz」、「チャンネルー六」は「F三E 一五六・八〇MHz」、「チャンネル二二」は「F三E 一五七・一〇MHz」、「チャンネル六九」は「F三E 一五六・四七五 MHz」の周波数を示す。
- 2 ( )内の英語の呼出名称の使用は、外国の船舶の船舶局と海上保安庁所属の海岸局との間で通信を行う場合に限る。